平成２８年（再イ）第１９号
神戸市北区鈴蘭台北町９丁目10番９号
再生債務者　立花　仁康
1　決議に付する再生計画案　平成28年７月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年８月19日まで
平成28年７月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第４２号
福岡市博多区那珂４丁目22番22―702号
再生債務者　山部　　力
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年８月19日まで
平成28年７月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第８２号
福岡市中央区六本松３丁目８番15―405号
再生債務者　中島　純子
1　決議に付する再生計画案　平成28年６月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年８月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年８月19日まで
平成28年７月29日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２号
奈良市東九条町840番地の23
再生債務者　砂辺　惠子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月２日から平成28年９月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（再ロ）第２２号
大阪府池田市旭丘１丁目10番16号
再生債務者　宮川　真弘
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成28年８月29日から平成28年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５号
福岡市西区大字桑原1278番地
再生債務者　大神　裕輔
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月26日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月２日から平成28年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第５号
石川県かほく市学園台２丁目94番地　レザンコート　104号
再生債務者　宮崎　翔太
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年８月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月５日から平成28年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号
宮城県石巻市向陽町１丁目９番４号
再生債務者　平塚　雅弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月22日まで
平成28年８月１日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２８年（再ロ）第１０００１号
茨城県日立市金沢町１丁目９番12―103号
再生債務者　岡田　啓資
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月22日まで
平成28年８月１日　水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（再ロ）第２号
沖縄県糸満市字潮平611番地の１　ウエストロード・キャッスル204号
再生債務者　星野　秀樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月25日まで
平成28年７月28日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号
新潟市北区松浜６丁目６番地12
再生債務者　伊澤　潮満
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月１日　　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第４号
横浜市港北区下田町５丁目20番12号
再生債務者　遠藤　　究
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号
埼玉県児玉郡美里町大字中里90番地５
再生債務者　杉田　　実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月29日
さいたま地方裁判所熊谷支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成28年８月９日　　福岡県教育委員会
1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
⑴　中学校教諭一種免許状、平23中一種第1283号、福岡県教育委員会、平成24年３月27日、福岡県、照本　直敏、平成28年７月21日
⑵　高等学校教諭一種免許状、平23高一種第1987号、福岡県教育委員会、平成24年３月27日、福岡県、照本　直敏、平成28年７月21日
⑶　中学校教諭専修免許状、平25中専修第95号、福岡県教育委員会、平成26年３月25日、福岡県、照本　直敏、平成28年７月21日
⑷　高等学校教諭専修免許状、平25高専修第128号、福岡県教育委員会、平成26年３月25日、福岡県、照本　直敏、平成28年７月21日
2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月二十八日
掲載頁　五十六頁（号外第二四五号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月一日
掲載頁　一一五頁（号外第二二六号）
平成二十八年八月九日
北海道上川郡東神楽町一四号北一番地
（甲）株式会社ホーブ
代表取締役　政場　　秀
東京都江東区新木場一丁目一四番四号
（乙）株式会社ホーブ２１
代表取締役　高橋　　巖
東京都中央区八丁堀四丁目八番一〇号
（丙）株式会社ジャパンポテト
代表取締役　政場　　秀